

中小事業者等への新たな支援パッケージ

～コロナとの共存・再出発を応援～

事業継続・再開支援Ⅰ、Ⅱ

市町村と連携した 対面接客を伴う事業者
全店舗感染防止対策支援金

予算額：16億円(既存予算活用)

【目的】

コロナと共存した事業の再出発に向けて、
対面での接客等を伴うあらゆる事業者が
行う感染防止対策強化の取組みを支援

【内容】

- ①店舗・施設等の備品等購入支援
(アクリル板、CO2濃度計、アルコール消毒液など)
- ②飲食店従業員PCR検査受検促進支援
ア PCR検査受検費用支援
イ 休業補償保険加入支援 (保険料補助)

【支援額(上限)】

- ① 1店舗 **10万円** (補助率 3/4)
(タクシー等:1台 **3万円**)
- ② ア 1件 **2万円** (補助率10/10)
イ 1店舗 **10万円** (補助率10/10)

①・②ともに市町村補助額の1/2を県が負担

全国初

事業継続・再開支援Ⅲ

飲食店時短営業等で甚大な影響を受けた
中小事業者等への支援金(一時金)

予算額：21億円(2月補正提案)

【目的】

飲食店の時短営業等の影響により売上が
激減した県内の飲食店取引事業者等を
支援

国制度対象外の
県内取引事業者を県独自支援

【対象】

- ①時短営業を実施した飲食店との取引
または、
- ②不要不急の外出・移動の自粛による
影響

により、本年1月又は2月の売上高が対
前年比50%以上減少

【支援額(上限)】

法人：**40万円**
個人事業者：**20万円**
※ 国制度と同様、3月申請受付開始予定
※ 国制度(法人：60万円、個人事業者：30万円)と
の重複受給は不可(東京都、福岡県などの
飲食店との取引がある場合など)

事業継続・再開支援Ⅳ

円滑な資金繰り支援

2月1日からスタート(制度改正)

【内容】

- ・全国統一の新型コロナ対応資金
(原則無利子・無担保)融資限度
額を引上げ
- ・4,000万円→**6,000万円**
※ R3.3.31まで受付(R3.5.31融資実行分まで)

事業継続・再開支援Ⅴ

**中小企業者の業態転換等
支援**

予算額：1.6億円(2月補正提案)

【内容】

ポストコロナを見据えた業態転換等
の取組みを支援

【対象】

県内の中小事業者等

【補助額(上限)】

200万円(補助率2/3)
※3月から公募開始

全店舗感染防止対策支援金

～市町村と連携した 対面接客を伴う事業者への支援～

1 感染防止のための備品等購入支援

(1) 対象

・対面での接客等を伴うあらゆる事業者^(※)が行うアクリル板、Co2濃度計などの備品等購入費

(※) 飲食店・小売店のほか、宿泊施設、タクシー、理容店・美容店、施術所等を想定

＜以下の店舗及び施設は対象外＞

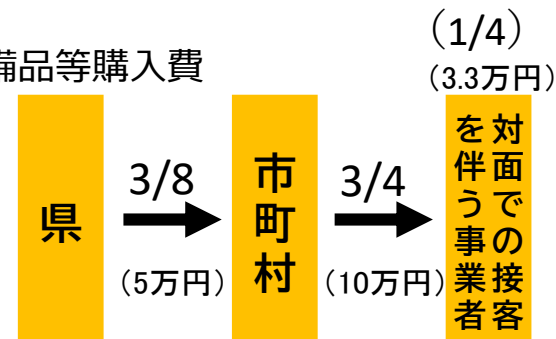
・主に、社員等が事務を行うための施設(事務所・オフィス等)

・国又は県が実施する同趣旨の補助金等の対象となる店舗・施設

(医療機関・薬局・福祉施設・鉄道・バス等)等

(2) 支援額 (事業者受給ベース)

・1店舗当たり10万円(タクシー等は1台当たり3万円)を上限



2 飲食店従業員のPCR検査の受検促進支援

(1) 対象

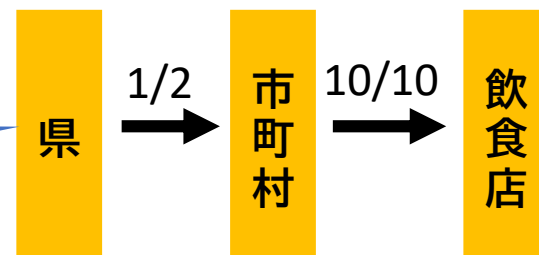
ア 飲食店従業員のPCR検査受検費用(市町村推奨分)

イ 休業補償保険加入支援(保険料補助)

(2) 支援額 (事業者受給ベース)

ア 1件当たり2万円を上限

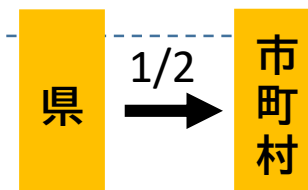
イ 1店舗当たり10万円を上限(1年間の保険料を支援)



3 感染防止対策取組店の情報発信支援

(1) 対象 市町村が行う感染防止対策取組店舗の情報発信(HP、チラシ等)

(2) 支援額 補助率1/2、交付上限150万円



2/5 全市町村に情報伝達

2/10 市町村web説明会実施(約30市町村参加)

2/12 県町村会・市長会事務局に情報伝達

2/15時点 9市町村が新たに本年度事業として実施

(来年度から実施する市町村は、現在調査中)

【問い合わせ先】

観光戦略部 観光交流政策課 096-333-2754

事業継続・再開支援一時金事業

2月補正提案

～時短要請等により甚大な影響を受けた中小事業者等への支援～

- 県は、独自の緊急事態宣言の発令に伴う、飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛の影響により売上が**50%以上減少した中小事業者等に、法人40万円(上限)、個人事業者20万円(上限)の一時金を交付**

「事業継続・再開支援一時金事業の概要

対象

熊本県独自の緊急事態宣言(1/14～)に伴う**飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛の影響により、売上が減少した県内に店舗や事業所等を有する中堅・中小事業者**
(国の「中小事業者に対する支援(一時金)」及び「熊本県時短要請協力金」の対象者は除く)

要件

- ①又は②により、**本年1月又は2月の売上高が対前年同月比で50%以上減少**していること
- ①時短要請(道県独自発令を含む)の飲食店と直接・間接の取引があること
(農業者・漁業者、飲食料品・割り箸・おしぼりなど飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定)
 - ②不要不急の外出・移動の自粛(道県独自発令を含む)による直接的な影響を受けたこと
(旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者等の人流減少の影響を受けた者を想定)

支援額

法人は40万円、個人事業者は20万円を上限に支援

※算出方法：前年1月及び2月の事業収入－(前年同月比50%以上減少の月の事業収入×2)

※算出方法により得られた額が40万円(又は20万円)を下回った場合は、当該得られた額を支援

申請方法

必要な申請書類を現在検討中

<留意事項>

2月下旬を目途に制度詳細・申請方法等をお知らせする予定です。

【問い合わせ先】

熊本県一時金コールセンター

096-387-1515 (平日9～17時)

中小企業者業態転換等支援事業

～新たな生活様式を踏まえたビジネスモデルの再構築～

2月補正提案

- 県は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、ポストコロナを見据えた業態転換等に取り組む中小企業者を支援します。

「中小企業者業態転換等支援事業補助金」の概要

概要

中小企業者が、環境変化「人々の価値観が変わり、行動が変わり、消費が変わる市場」に応じた「業態やサービス提供方法等の変更や追加」を行う際の経費の一部を支援

対象者 対象経費

＜補助対象者＞

県内の中小事業者等

※新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少している事業者（対前年または対前々年同期比10%以上）に対して優先採択（加点措置）

＜対象経費＞

機械設備導入、システム構築、店舗改装、
広報等に要する経費

＜補助金活用イメージ＞

業 種	現 状	新たな取組み
飲食業	店内飲食のみ夜間営業を行っていたが、 コロナの影響で客足が減少	消費者のニーズに合わせて、テイク アウト部門を追加（機械設備費、 店舗改装費）
物品賃貸業	成人式振袖、卒業式衣装等の貸衣装 の対面販売（レンタル）	レンタル衣装の非対面販売を行う ためのECサイトを構築（ECサイト 構築費）
宿泊業	結婚式場を併設した宿泊施設の運営	オンライン婚礼サービス事業を展開 （撮影システム機材の導入）

補助額

補助上限額 200万円、補助率 2 / 3

公募期間

～R3年3月末日まで（予定）※追加公募予定（詳細が決まり次第HP等公表）

＜公募要領の公表と早めの相談＞

○3月上旬に県HPで公募要領を公表します。

○商工会や商工会議支所が作成する「経営支援プログラム（支援計画）」が必要になるため、申請を希望する事業者は、早めに地域の商工会や商工会議所への相談をお願いします。

【問い合わせ先】

商工労働部 商工雇用創生局 商工振興金融課
096-333-2316